



つなげよう

子どもを守る みんなの手

中野区児童虐待防止マニュアル改訂版(2022)



中野区要保護児童対策地域協議会



もくじ

1 子ども・家庭を支えるしくみ

1 子ども・若者支援センター	1
2 すこやか福祉センター	1
3 要保護児童対策地域協議会	2~
中野区児童相談所の運営基本方針	4

2 子ども虐待とは

1 子ども虐待のとらえ方	5
2 子ども虐待の定義	5
3 虐待が子どもに及ぼす影響	6~
コラム AHT	7
トラウマ・インフォームド・ケア	8

3 虐待を未然に防ぐために

1 どうして起こるのでしょうか	9
2 子どもの育ちを支える相談支援、サービス等	10~
妊娠・出産・子育てトータルケア事業	12
コラム 特定妊婦	12
産後うつ	12
3 体罰によらない子育て	13
コラム 発達相談・発達支援サービス等	14
養育支援サービス	14

4 子ども虐待の早期発見と対応

1 子ども虐待の気づき	15
① 大切な視点	15
② 具体的な様子	16~
学校、保育園・幼稚園でのチェックポイント	18~
2 虐待が疑われた時の対応	20
① 通告と守秘義務	20
② 子ども・保護者への対応のポイント	21
性的虐待が疑われた場合	22

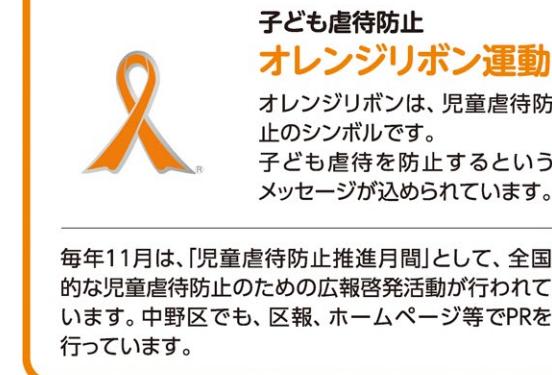
5 虐待通告受付後の対応

1 児童相談所の対応の流れ	23
2 基本的な対応	24
子どもから夢と希望を 教えてもらうことからはじめます	24
家族とともに起きたできごとを アセスメントします	24
家族がつくる子どもの安全を 地域とともに支えます	24
3 児童相談所の機能	25
① 一時保護	25
② 社会的養護	26

6 資料

1 関係法令(抜粋)	27
2 参考資料一覧	27
3 関係機関	28~

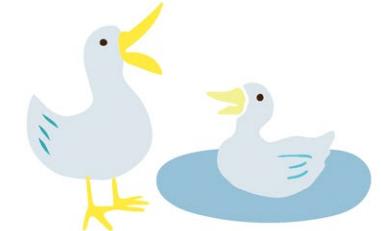
オレンジリボンキャンペーン



1 子ども・家庭を支えるしくみ

地域の関係機関の協力なしに、子ども・家庭を支える仕組みを構築することはできません。

子ども虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発予防の取組においては、子ども・家庭にかかる相談機関と、より日々の暮らしに近い地域の関係機関が手を携えて進めていくことが重要です。区では、児童相談所機能を含む子ども・若者支援センター、保健福祉の総合窓口であるすこやか福祉センター、そして、地域の関係機関等と構成する要保護児童対策地域協議会がその役割を担っています。



① 子ども・若者支援センター (児童相談所機能含む)

区は様々な課題を抱える子ども・若者及び家庭からの相談に対応するため、令和3年度に子ども・若者支援センターを新設し、令和4年度には同センターに児童相談所を設置しました。

子ども・若者支援センターは、虐待の早期対応やその後の継続した支援の役割を中心に担うとともに、総合相談、若者支援、就学相談の機能があります。また、教育センターが併設され、不登校等の教育相談にも対応します。

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関間の連携を推進する役割も担っています。

【法的位置づけ】
児童相談所(児童福祉法)、
市区町村子ども家庭総合支援拠点(児童福祉法)

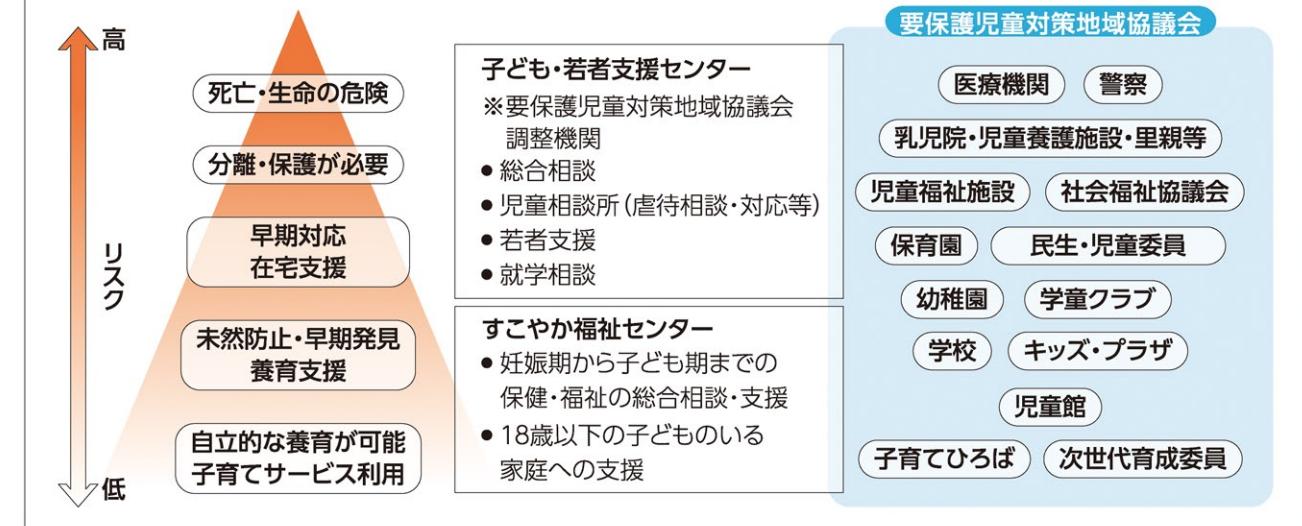
② すこやか福祉センター

区内4か所に展開するすこやか福祉センターは、地域の身近な保健と福祉の総合窓口として、妊娠婦・子ども・高齢者・障害者等にかかる相談支援の機能があります。

すこやか福祉センターは、子ども・家庭へのきめ細かく寄り添った支援を妊娠期からトータルに関わりながら実施し、虐待の未然防止や早期発見、発達・養育支援の役割を担っています。

【法的位置づけ】
子育て世代包括支援センター(母子保健法)、
市区町村子ども家庭総合支援拠点(児童福祉法)

子ども・家庭を支えるしくみ 概念図



③ 要保護児童対策地域協議会

1 経過

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を行うためには、関係機関がその子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

このような多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、中核となって関係機関相互連携や役割分担の調整を行う機関の明確化や円滑な情報提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要です。

平成16年に児童福祉法改正においてこれらの事柄が規定され、各地方自治体は要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を設置できることとなり、区では平成17年に要対協を設置しました。

2 目的と対象

要対協は、要保護児童・要支援児童及び特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)を対象とし、それらの適切な保護や適切な支援を行うことを目的として設置しています。また、支援の対象には要保護児童、要支援児童の保護者も含まれます。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(P12)

3 構成と協議事項

要対協は、代表者会議、要保護児童サポート会議(実務者会議)及び個別ケース検討会議の3層構造になっています。区内の278機関(令和3年4月現在)により構成されています。(P28・29)

代表者会議

(要対協の構成機関の代表者による会議)

協議事項

- 子どもと家庭の支援に関する相談・支援体制全般の検討
- 要保護児童サポート会議の活動状況の報告と評価

要保護児童サポート会議

(要対協の構成機関の実務者による会議)

協議事項

- 要保護児童等の実態の把握
- 援助方針の見直し等のケース進行管理
- 支援を行っているケースに関する情報交換
- 代表者会議への報告
- 個別ケース検討会議での課題検討
- 構成員スキルアップ研修

個別ケース検討会議

(個別のケースに関わる要対協の構成機関の実務者等による会議)

協議事項

- 個別のケースに対する具体的な支援計画や役割及び方針等

4 情報共有

要対協では、適切な支援を行うために情報交換や協議を行う必要があるときは、関係機関等に対し、資料や情報提供を求めることがあります。

▶児童福祉法第25条の3(資料又は情報の提供等)

5 守秘義務

要対協の構成員には守秘義務が課せられています。

要対協の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく要対協で知りえた秘密を漏らしてはならないことになっています。

▶児童福祉法第25条の5(秘密保持)

要対協構成機関を支援する取り組み

巡回支援・コンサルテーション

区では、公認心理師等の資格のある相談員が要保護児童等や保護者への対応について助言等を行う巡回支援・コンサルテーションの事業を行っています。

本事業では、相談員が、直接施設等に出向き要保護児童等の状況を把握し必要に応じて関係機関へ助言を行うとともに、関係機関の依頼に基づき、個々の特徴に応じたコンサルテーション等を実施するなど、より現場に近いところでの支援を進めています。

問い合わせ先 子ども・若者支援センター(裏表紙案内参照)

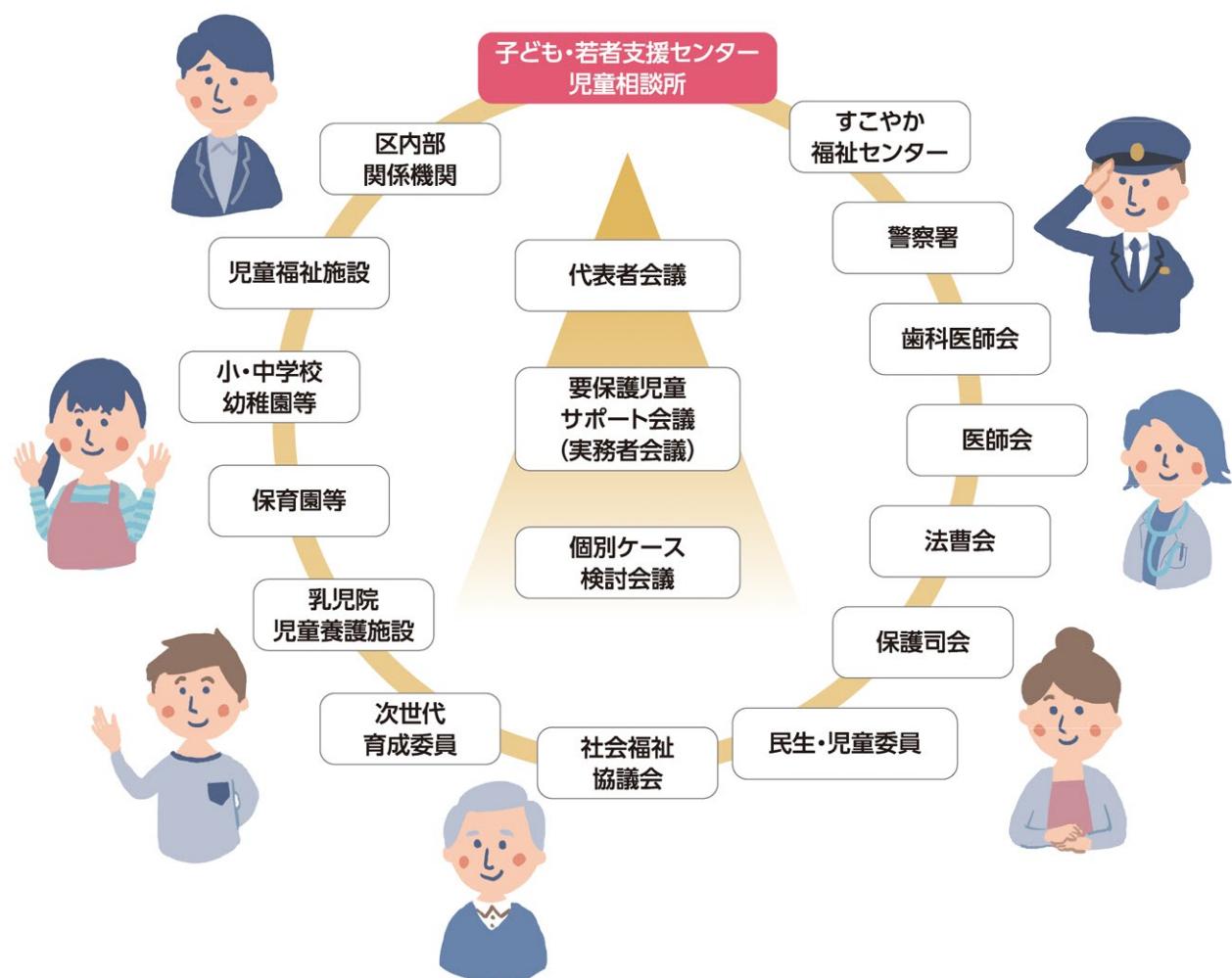
実務者研修

区では、児童福祉分野の専門家等による実務者研修会を実施しています。

関係機関とともに専門性の向上を図るとともに、関係機関間の交流を図ることを目的としています。

これまでに実施してきたテーマは、精神障害を抱える親とその子ども・家庭全体への支援、トラウマ・インフォームド・ケア、虐待を受けた子どもの特徴や支援方法等です。開催時には各関係機関にご案内します。

中野区要保護児童対策地域協議会概念図



暮らしのとなりにある児童相談所

虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められることから、平成28年に児童福祉法が改正され、特別区は児童相談所を設置することができるようになりました。

区は、法改正を受け、児童相談所設置に向けて具体的な準備を進め、令和4年度に児童相談所を設置しました。

児童相談所は子どもの一時保護や施設等への措置決定など様々な権限を有します。日頃から地域の相談支援を実施する基礎的自治体が地域に密着した児童相談所を設置することで、初動から一貫したより迅速な対応、地域と連携したよりきめ細かい対応につなげることを目指しています。

また、権限を有するからこそ、継続的に高い専門性を培う責任も生じます。自ら専門性を高

める努力を続けることに加え、地域の関係機関とともに実践から学び合うことが、地域全体の子ども・家庭に対する相談支援の対応力の強化につながると言えています。

区の児童相談所は、子どもの危機から目をそらさず、暮らしのとなりにある児童相談所として家族が主体的に子どもの安全づくりを行うことを地域とともに支えることを基本とし、以下の運営基本方針を定め、あらゆる行動がこれらにかなうものとなるよう取組を進めています。



中野区児童相談所の運営基本方針

1 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

2 基本方針・取組

- (1) 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- (2) 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- (3) 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- (4) 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- (5) 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

① 子ども虐待のとらえ方

子ども虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されています。子ども虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立つことが求められます。

② 子ども虐待の定義

子ども虐待とは、保護者(親権者や同居人などで子どもを監護、保護しているひと)が子どもに対して行う行為をいい、具体的には次の4つの定義があります。

▶児童虐待の防止等に関する法律 第2条

虐待であるかどうかは、保護者の考え方や意図ではなく、子どもの側に立ってその行為を判断しなければなりません。親がいくら一生懸命に育児を行っていても、その子をかわいいと思っていても、子どもにとって有害な行為であれば虐待となります。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

- (例) 首をしめる、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に締め出す、拘束する、意図的に子どもを病気にさせる、タバコの火を押し付ける など



養育の放棄・怠慢(ネグレクト)

子どもの心身の正常な発達を妨げるような養育、監護の怠慢、安全に対する重大な不注意や無関心、保護者以外の同居人の虐待行為を放置すること

- (例) 重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもの意に反して学校に登校させない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させる、遺棄・置き去り、きょうだいや同居人などからの子どもに対する虐待行為を黙認する など



性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

- (例) 子どもへの性交、性的行為の強要、子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体などにする など



心理的虐待

言葉による脅し、拒否的態度や子どもの目の前でドミティックバイオレンス(DV)が行われることで、子どもの心を傷つける行為

- (例) 強い言葉や大声による叱責など心を傷つける言葉を繰り返し使う、子どもを無視する、子どもの目の前で家族に暴力をふるう、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする など



3 虐待が子どもに及ぼす影響

子ども虐待が子どもの心身に与える影響は、虐待の種類、虐待を受けていた期間や子どもの年齢等によって様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響があげられます。直接の暴力がない場合においても、脳科学の画像診断により、子どもの脳に深刻なダメージを与える可能性も明らかになってきています。



1 身体的影響

身体的虐待によっては、傷瘍、火傷など外から見てわかる傷、赤ちゃんの揺さぶりなどによる四肢の骨折や頭蓋内出血(P7)、顔を平手で打たれたことによる鼓膜の損傷などがみられる他、重篤な場合は、保護者も思いもよらず死に至ったり、重い障害が残ることもあります。継続的に身体的・心理的虐待やネグレクトの環境にいることで体重・身長の成長の停滞が起きることがあります。

2 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することで、乳幼児期から生活の中で得られる学びを積み重ねることができなかったり、またネグレクトの状態で養育されることで、学校への登校もままならない場合があります。そのために、もともとの能力に比しても知的発達が十分に得られないことがあります。

また、養育者が子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

3 心理的影響

A. 対人関係の障害

子どもにとって保護者は心身の欲求を満たして安心感を与えてくれる存在です。しかし、その保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を適切に安定して満たしてもらえないかたり、安心感を求めて近づくと恐怖を与えられることとなったりします。そのために子どもは保護者を愛着対象として基本的な信頼関係を構築することが難しくなり、その結果として他人との信頼関係ももちにくくなり、対人関係における問題を生じることがあります。例えば、対人に不安定で両価的な態度をとったり、誰にでも警戒心なく表面的な関係を持つようしたりします。また、保護者以外の大人との間に、虐待者との関係を再現するようなこともあります。

イ. 低い自己評価

子どもは、保護者から暴力や暴言を受けるのは自分が悪いからしかたないと思ったり、自分は愛情を受けるに値しないと感じたりすることがあります。そのために自己に対する評価が低下し、無力感を抱き、自己肯定感をもてない状態となることがあります。

ウ. 行動コントロールの問題

保護者からしつけとして暴力を受けたり、保護者同士が自分の主張を通すために暴力や暴言を使うのを見てきた子どもは、暴力で問題を解決することを学習します。そして相手が悪いと思ったら暴力を振るうなど、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがあります。また、虐待によるトラウマの影響で刺激に過敏に反応し、攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動したりする場合があります。衝動的で落ち着きのない行動は多動傾向をもつ注意欠如・多動症(ADHD)と似ているため、その区別は難しい場合があります。

エ. 心的外傷後ストレス障害(PTSD)

虐待を受けたことがトラウマ(心の傷)となり、出来事の記憶が何かのきっかけで突然よみがえる(再体験)、そのことを思い出させる場面を避ける(回避)、寝付けなかったり注意集中ができなくなったりする(過覚醒)などのトラウマ反応(症状)が見られることがあります。これらが1か月以上続く場合などは心的外傷後ストレス障害(PTSD)の可能性があり、適切なケアにつなぐ必要があります。

また、日常的に繰り返しトラウマとなるような出来事にさらされることにより、トラウマ症状に加えて、対人関係上の困難、否定的な自己認知、感情の制御困難などを伴う複雑性PTSDとなることがあります。

オ. 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があります。さらには精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないこともあります。ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が表出されることがあります。

カ. 精神的症状

精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等がみられることがあります。さらに強い防衛機制としての解離が出現し、まれには解離性同一性障害に発展する場合もあります。

4 脳への影響

脳科学者の近年の研究により、虐待が脳に与える影響が明らかになっています。

虐待を受けた経験がある人と虐待を受けていない人の脳をMRIで脳の画像を分析して比較すると、厳しい体罰を受けた人は、理性をつかさどる脳の前頭前野の一部が委縮、暴力をふるうような親同士の激しいけんかを頻繁に目の当たりにしてきた人は、視覚的な記憶力や学習能力に関する視覚野という部位が萎縮していたことがわかっています。

コラム

乳幼児の虐待による頭部外傷(AHT)

AHTとは乳幼児の虐待による頭部外傷のことです。乳幼児が激しく揺さぶられたときなどに起こる重症の頭部損傷などがあげられます。乳幼児は頭が重く、かつ頸の筋肉が弱いので、揺さぶられたときに頭を自分の力で支えることができません。その結果、強く強く揺さぶられると、頭蓋骨の内側に脳が何度も打ち付けられて、脳が損傷を受けることがあります。こうした場合、命が助かっても次ののような症状を起こすこともあります。

- 脳の周りの出血(硬膜下血腫など)や脳の中の出血
- 失明、視力障害
- 言葉の遅れ、学習障害
- 後遺症としてのけいれん発作
- 脳損傷、知的障害
- 脳性麻痺

《予防のために》

泣き続ける乳幼児をなだめることは、保護者に大きなストレスを感じさせることもあります。以下の対応などは落ち着きを取り戻すヒントとなります。

- 深呼吸をして10数える。
- 柵付きのベビーベットなど安全なところに赤ちゃんを仰向けに寝かせ、5~10分ごとに呼吸状態を確認しながら赤ちゃんと距離をおいてみる。
- 心を落ち着けるために、親しい人に電話をかける。

コラム

トラウマ・インフォームド・ケア～「困った子」は「困っている子」

「また、あの子！急にカッとなって暴れて。いつもトラブルばかり起こすんだから」

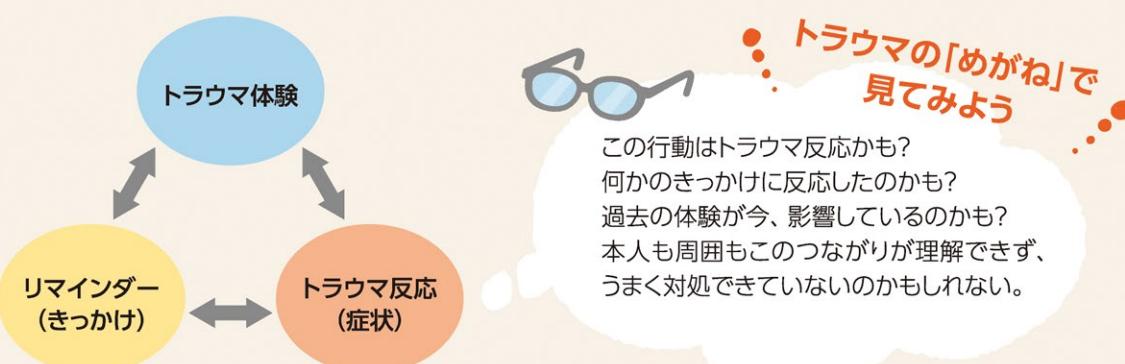
「どうして何度も同じことして！反省していないの？」

子どもたちと関わる現場で、どうすればいいのか悩む場面があります。支援者が熱心に関わっていても援助がうまくいかない時には、何か“見えていないこと”があるかもしれません。それを見ていくための視点の一つがトラウマです。

トラウマとは個人で対処できないほどの圧倒されるような体験によってもたらされる“心の傷”的ことです。事件や事故、災害による衝撃を与える出来事のほか、家庭での虐待やネグレクト、学校や地域での様々な暴力もトラウマになることがあります。家庭での暴力や機能不全は子どもの安心感を奪うもので、繰り返されるトラウマの影響により、再体験、回避、過覚醒などのトラウマ反応(症状)だけでなく、感情コントロールや対人関係の問題、否定的な自己認知(自分には価値がない)が見られるようになります(複雑性PTSD)。

ところが、トラウマの多くは周囲に気づかれにくく、心身の不調や問題が起きてても、いったい何が起きているのか、本人にも周囲にもわかりません。誰かが教室で大声を出すなど、周囲にとっては何でもない刺激がきっかけ(リマインダー)になって、家庭で体験した虐待場面の記

トラウマの影響を「見える化」する三角形モデル



① どうして起こるのでしょう

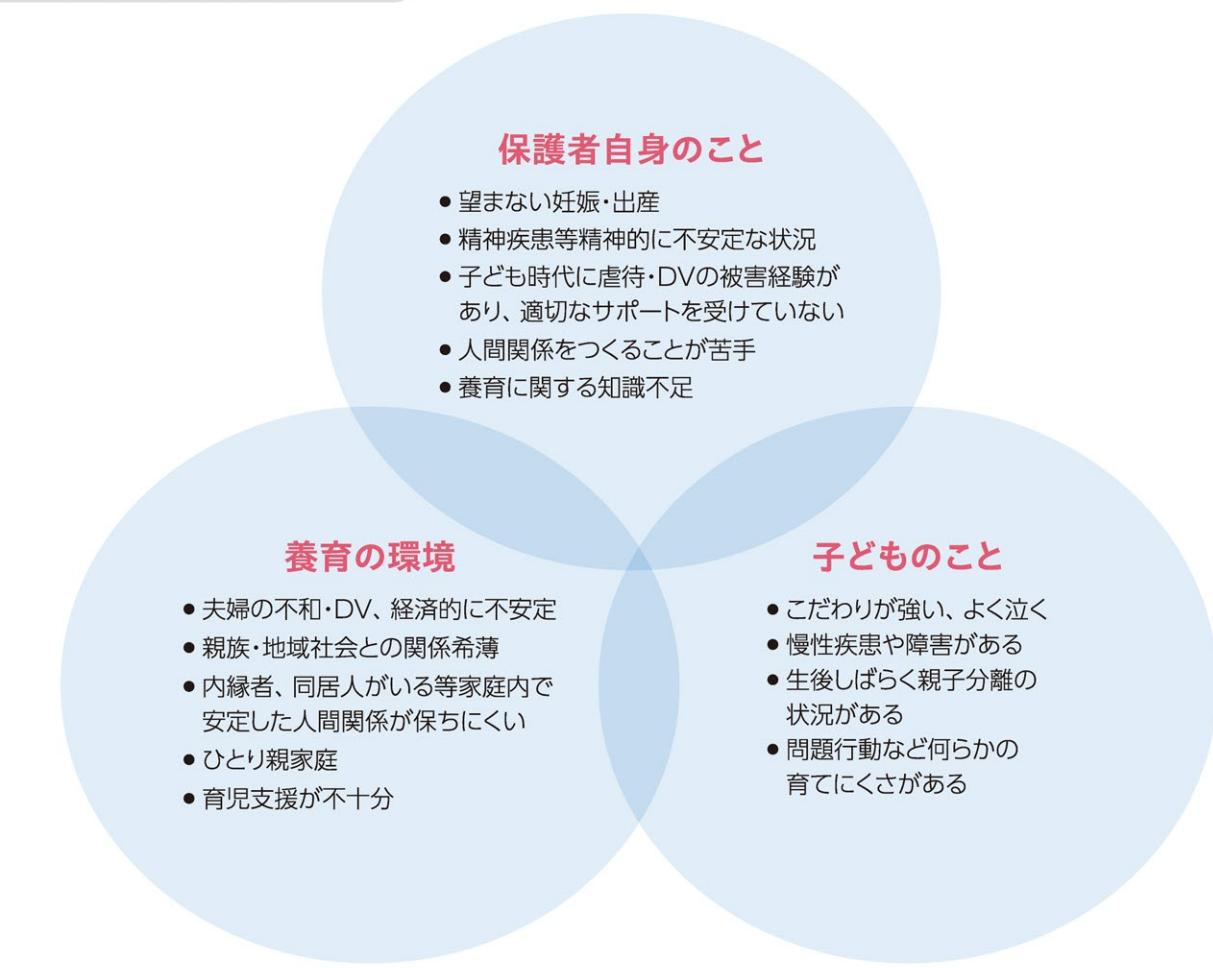
虐待はどの家庭にも起こりうることです。子どもとの生活の中で、いくつもの要因が重なることなどにより、つらい養育状況となり、苦しい思いを誰にも相談できず、不適切な養育につながり、虐待にいたることがあります。

しかし、そうした要因を多く抱えているからといって、必ずしもすべてが虐待につながるわけではありません。地域の関係機関がそれぞれの関わりの中で、家庭の強みを見つけ励ましたり、思いに寄り添い、保護者との信頼関係をつくり、適切な対応やサービスにつなげると予防的に関わることが重要です。

子どもや家族が持っている「強いストレスによる影響から回復できる力(リジリエンシー)」を支える視点を手放さずに関わることが大切です。



虐待につながるおそれのある要因



地域の関係機関の予防的な関わりが虐待の未然防止につながります

3

虐待を未然に防ぐために

② 子どもの育ちを支える相談支援、サービス等

	妊娠期	乳幼児期	小・中学生	高校生～
すこやか福祉センター (P28・29)	妊娠・出産・子育て トータルケア事業(P12) 乳幼児健診、歯科健診 発育・発達相談、養育支援 子育てひろば 相談支援、講座の開催、家庭訪問、子育てサービス調整等			
子ども・若者支援センター (裏表紙)	児童相談所(児童虐待、非行、育成、愛の手帳等 相談対応) 総合相談/養育支援サービス事業運営(ショートステイ、養育支援ヘルパー、配食サービス等) 要保護児童対策地域協議会運営(情報共有、研修等)	就学相談	若者支援	
医療機関	妊婦健診	乳幼児健診、歯科健診		医療受診
保育園・幼稚園・認定こども園	多様な教育・保育 子育て相談・教室等 登園確認 見守り			
児童館 学童クラブ キッズ・プラザ	地域の見守り・相談対応 子育て支援事業 団体支援・ネットワーク推進 来館等による見守り			
療育等支援	児童発達支援 障害のあるお子さんを対象とする各種サービス	放課後等デイサービス		
小・中学校	就学時健診 スクールカウンセラー 心の教室相談員 スクールソーシャルワーカー	多様な教育 登校確認 見守り		
教育センター		教育相談 教育支援室		
地域	民生・児童委員による子育て相談、見守り 子育てネットワーク(次世代育成委員、地区懇談会、青少年育成地区委員会) 地域コミュニティ(町会、自主活動団体、まちなかサロン、社会福祉協議会) こどもほっとネット(子ども食堂・学習支援)			
社会的養護(里親、乳児院、児童養護施設等)		入所等による支援 養育支援サービス実施(相談、ショートステイ等)		
警察署	家庭内暴力相談、街頭補導、少年相談、非行・触法等相談			

区相談窓口一覧

相談窓口	内容等	相談員の資格等
すこやか福祉センター (P28・29)	保健福祉の総合相談窓口 妊娠期から子育て期までの、子ども・家庭に関するトータルな相談対応 子育てサービスの案内・申請受付・取り次ぎ	保健師、栄養士、歯科衛生士、福祉職、心理職、精神科医等
子ども・若者支援センター (裏表紙)	総合相談 若者相談 児童相談所 就学相談 子ども・家庭にかかるあらゆる相談受付 若者とその家族に関する相談対応 虐待・非行等相談対応、愛の手帳受付等 学校生活を送る上での必要な支援や適した就学先についての相談対応	福祉職(児童福祉司等)、心理職(児童心理司等)、保健師、医師等
教育相談室	子どもの教育上の悩みや問題、子ども自身の悩みを解消するための相談対応 相談室での継続相談の申し込み 03-5937-3074(平日10時～18時) 電話相談 03-5937-3083(平日10時～17時)	教育相談に関する学識経験者、公認心理師、臨床心理士
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭や学校における様々な困りごとの相談対応 申し込み 学校の先生(担任、養護教諭、副校長、校長)に利用希望を伝えてください	社会福祉士、精神保健福祉士
スクールカウンセラー	いじめや不登校等の未然防止・改善・解決等のための相談対応 区立小中学校に配置	公認心理師、臨床心理士
心の教室相談員	早期のいじめ・不登校・問題行動等への対応のための相談対応 区立小中学校に配置	教育相談、心理学、社会福祉等に関する学識経験者
母子生活支援施設	子育てに関する相談対応 電話相談 03-3381-2211(毎日(休日も利用可)7時～22時)	施設職員

外部相談窓口一覧

相談窓口	内容等
社会福祉法人 子どもの虐待防止センター	虐待に関する相談や子育ての悩みに関する相談対応 電話相談 03-6909-0999(平日10時～17時、土曜10時～15時)
警視庁新宿少年センター	子どもの非行、いじめ、犯罪被害、家庭内暴力等に関する相談対応 新宿少年センター 電話 03-3227-8335(平日8時30分～17時15分) ヤング・テレフォン・コーナー 電話相談 03-3580-4970 24時間受付
警視庁 ヤング・テレフォン・コーナー	育児不安に関する相談対応 電話相談 03-5971-8071(毎日(休日も利用可)9時30分～17時)
聖オディリアホーム乳児院	いじめ、体罰などの電話相談 電話 0120-874-374(平日9時～21時、土・日・祝日9時～17時)
子供の権利擁護専門相談 (子どもネット)	地域の身近な相談相手です。担当地区の民生・児童委員をご紹介します。 地域活動推進課地域支えあい活動支援係 電話 03-3228-8838
民生・児童委員	

3

虐待を未然に防ぐために

妊娠・出産・子育てトータルケア事業 ～産前・産後・子育てを切れ目なく応援します～

区では、妊婦とパートナーやその家族が安心して赤ちゃんを迎える、子育てができるように保健師等が妊娠期から相談を受け付け、各家庭に適したサービスを提案する「妊娠・出産・子育てトータルケア事業」を実施しています。

受付窓口は地域4か所に設置されているすこやか福祉センター(P28・29)です。

妊娠したら



すこやか福祉センターでは妊娠届を受け付け、母子健康手帳を発行します。

妊娠届を受け付ける際、家庭環境、妊婦やパートナーの心身の状況等を聞き取り、出産前から関わりが必要な場合には、保健師等が家庭をサポートします。

(かんがる一面接・プラン)

妊娠中期から後期(妊娠20週以降)の方に保健師等による「かんがる一面接」を実施します。かんがる一面接では、さまざまな不安解消の手助けとなるように「かんがる一プラン」(支援プラン)を作成し、妊娠期、子育て期のサービス等についてご案内します。

出産後



生後4か月以内の乳児のいる家庭に保健師又は訪問指導員が訪問し、子どもの発育、健康状態等の確認をしながら、産婦の健康や子育ての相談を受け、子育て期のサービス等についてご案内します。

産後は環境・体調の変化などにより、気持ちが不安定になることも少なくありません。様々なサービスや相談体制で家庭を支えます。[※助産院や病院での産後ケア事業(ショートステイ、デイケア、アウトリーチ)、1歳未満のお子さんがいる家庭に日常的な家事・育児支援を行う産後家事・育児支援事業、助産師・保健師訪問(相談)、子育て講座(赤ちゃんとの生活、体重、授乳のこと、日頃の思いをほかのお母さん、助産師とお話しできる情報交換会等)]

問い合わせ先 すこやか福祉センター (P28・29)

コラム/

特定妊婦

国による虐待による死亡事例等の検証結果では妊娠期・周産期の問題を抱える事例が多いことが報告されています。子どもが生まれる前から、養育の課題が予測される妊婦への支援を行なうことが重要です。

児童福祉法では特定妊婦は「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされ、要保護児童対策地域協議会(P2)の対象とされています。

すこやか福祉センターは母子健康手帳交付、トータルケア事業等による妊婦との関わりや医療機関との連携等の中で状況を把握し、妊婦、家庭を支援しています。

支援を要する状況(例)

- ・母子健康手帳の交付を受けていない
- ・望まない妊娠、若年の妊娠であり、妊娠・出産を受容することが困難な状況
- ・妊婦健康診査を受けていない
- ・一人で悩みを抱えている(相談相手がない) など

コラム/

産後うつ

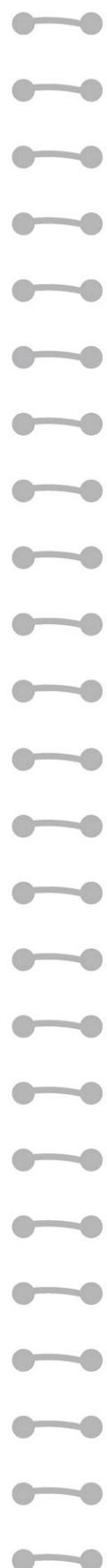
産後は産後うつをはじめとしてメンタルヘルス不調をきたしやすい時期です。妊婦全体の3%が産後うつになると言われ、治療が必要な場合もあります。母親のメンタルヘルス不調では、子育てに自信がなくなり、子どもが可愛く思えず「自分は母親失格」などと考えがちで、不適切な養育や虐待につながることもあります。

家庭、地域、関係機関が早期に不調のサインに気づき、必要な医療やサポートにつなげることが重要です。

主なサイン

- ・夜、眠れない
- ・突然、涙が出てくる
- ・子育てが上手くいかず、落ち込むことが多い
- ・日常生活でそれまで楽しいと思っていたことが楽しいと思えなくなった
- ・物事に対する興味がなくなった

など



③

体罰によらない子育て

令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、子どもへの体罰禁止が規定されました。

体罰等は良くないとわかっていても様々な状況や理由によってそれが難しいと感じる場合もあります。一方で安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。

子どもとの関わり方の一例を紹介しますので、地域の関係機関における相談支援の際の参考にしてください。



point 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- ・相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じます。
- ・子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいか一緒に考えましょう。



point 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- ・保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言っている事を子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- ・「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要な事でない場合は、今はそれ以上やり合わない、というのも一つです。



point 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- ・子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- ・子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考えましょう。

point 04

子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう

- ・乳幼児の場合は、危ないものに触れないようするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- ・子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫しましょう。

point 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけましょう

- ・子どもはすぐに気持ちを切り替えることが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてよいでしょう。
- ・子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。

point 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- ・子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など肯定文で何をするべきか具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- ・一緒におもちゃを片付けようと共にに行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。



point 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- ・子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことになります。
- ・結果だけではなく、頑張りを認めてることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。

保護者自身のポイント

時間や心に余裕のない時は、イライラを上手に逃しましょう

～こんなクールダウンが効果的です～

- | | |
|-----------------|-------------|
| • 深呼吸をする | • 手や顔を洗う |
| • ゆっくり数を数える | • お皿を洗う |
| • トイレに行くなど少し離れる | • 鏡を見る |
| • 窓を開けて風にあたる | • 好きな音楽をかける |
- 小さな悩みや不安も、近くの人に相談しましょう

3

虐待を未然に防ぐために

コラム

発達相談・発達支援サービス等

子どもの発達のことで気になることがある場合は、すこやか福祉センターへご連絡ください。ご相談の内容により医療機関・子育て専門相談、すこやか福祉センターの発達支援事業等の紹介をします。子育てひろば、地域育児相談、親支援プログラム、運動遊び支援プログラム等があります。

また、発達相談をしていく中で、児童福祉法における発達支援サービス等を利用する場合は、すこやか障害者相談支援事業所につなげ、利用の申請を行い障害福祉課で支給決定します。事業所と利用契約後、支援サービスが開始されます。

就学前から就学後まで、一貫したサポートを行います。

問い合わせ先

すこやか福祉センター (P28・29)

コラム

養育支援サービス

子育てに疲れてしまった保護者は子育てを手助けしてもらったり、少しの間、親子が離れて過ごすことで休養ができ、リフレッシュして子育てに向き合えるようになります。

育児不安や、親族支援が難しく孤立感が高い家庭等に対して、家事等の援助を行う養育支援ヘルパーの派遣や食事を配達する子ども配食事業の導入、一定期間子どもが宿泊できる子ども要支援ショートステイのサービスを行っています。

早期に支援の手を差し伸べることで保護者の気持ちが落ち着き、適切な養育につながります。

問い合わせ先

すこやか福祉センター (P28・29)

問い合わせ先

すこやか福祉センター (P28・29)

子ども・若者支援センター (裏表紙)



4

子ども虐待の早期発見と対応

①

子ども虐待の気づき

虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合にはできる限り早期に発見し、対応することが重要です。

虐待を早期に発見するためには、子ども虐待につながる可能性のある子どもや保護者の様子を見逃さずにキャッチすることが大切です。

子どもは様々な行動でサインを発信していますが、自身から訴えることができない場合も少なくありません。また、親が子どもや関係機関への態度の変化などでサインを発することもあります。

日頃から子ども・家庭に関わる地域の関係機関はこうしたサインを早期にキャッチする役割が期待されています。

▶児童虐待の防止等に関する法律第5条 (P27)



1 大切な視点

普段の子どもたちの様子を把握する

日頃の子どもたちの一人ひとりの様子を把握してこそ、心の変化に気づくことができます。子どもの表情・しぐさから子どもの気持ちを感じ取り、子どもの声に耳を傾けてあげてください。



固定観念に縛られない

「そんなことをする親には見えない」「あんな明るい子が虐待を受けているはずはない」など固定観念や先入観、思い込みが、虐待の見落としや気づきの遅れにつながります。



表面的な行為だけで判断しない

非行、不登校、いじめなどの背景に虐待がある場合があります。子どもの表面的な行為だけを問題視するのではなく、「なぜ、そのような行為をしたのか」、その背景・原因を探り、推測することが大切です。



子どもは訴えてこない

虐待を受けていた期間が長い子どもほど、自ら助けを求めないことや、質問に正直に答えないことがあります。これまでの言動と明らかに異なる乱暴で自暴自棄的な言葉遣いの裏には子どもにとって大事なことが隠れていることもあります。



2 具体的な様子

虐待につながる可能性のある子ども、保護者の具体的な様子について主なものを紹介します。

こうした具体的な様子を把握した場合は、その事実について(いつ、どこで、だれが、どのように、頻度)などを対応可能な範囲で把握し、関係機関内で共有したうえでできる対応(保護者の話を受け止め助言したり、サービスや相談機関を案内するなど)を検討してください。

虐待(P5)又は虐待の疑いがある場合や下記の複数の様子が継続してあり関係機関での対

子どもの様子

共通

- 頭を触ろうとすると反射的にかばったり、逃げる。
- 季節にあわない服装。衣類が汚れている、破れている。
- おやつや給食をむさぼり食べる、おかわりを繰り返す。
- 保護者の前で緊張し、怯えたりする。
離れると安心して表情が明るくなる。
- 自己評価が低い。表情が乏しい。おどおどしている。
- カッとなりやすい。
瘤瘍や攻撃的な行動、強い命令的な態度をとる。
(子ども同士、大人、小動物に対して)
- 摂食障害がある。睡眠障害がある。
- 他人との身体接触を異常に怖がる又は好む。
- 夜間、平日日中の徘徊や、盗み等の非行行為がある。
- 急にぼーっとしたり、話をしなくなったり、うつうつとしたりする変化がある。
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増えた。
- 虫歯等の治療が行われていない。

保護者の様子

- 赤ちゃんの扱いが丁寧でない。
- 子どもが泣いても、声かけや抱っこをしない。
- 事故への配慮がなく、放任している。
- 子どもの発達や健康に極めて無関心。
- 子どもに対して過度な要求をしている。
- 提出物の遅れや給食費などの未払いが目立つ。
- 学校や保育園等を連絡なく頻繁に欠席する。
欠席の理由に関する説明が不自然。
- 住居が極端に散らかり不衛生。
- 過度な飲酒をしている。
- 絶え間なく喧嘩があったり、家族への暴力がある。
- 近所付き合いがほとんどない。必要な支援を拒む。
- 気分の変動が激しい、一方的な被害感情を抱きやすい、他人への脅迫行為がある。

応が難しい場合などは、関係機関内で方針を固め児童相談所に連絡してください。特に、1歳未満の乳児は、保護者の養育状況によって生命の維持が危ぶまれる事態となる可能性が高いため、早期の発見が重要です。また、幼児期は、言葉での表現が不十分のため、子どもが示しているサインをいち早く察知することが大切です。

判断に迷う場合は児童相談所にご相談ください。児童相談所は関係機関と一緒に対応について考えます。

乳幼児

- おむつかぶれがあり、手当されていない。
- 抱かれると異常に離れたがらない又は、おびえる。
- 身体に触られることを嫌がる。
表情や反応が乏しく、語りかけやあやしにも無表情。
- 怯えた泣き方、かんしゃくが激しい。
- 他児と遊べない、順番を待てない。
- 他児への噛みつき、ひっつきなどの問題行動がある。

緊急支援が必要なもの → 儿童相談所へ連絡を!

- 不自然な外傷(あざ、打撲、やけど等)が見られ、手当が十分でない。(P17)
- 年齢不相応な性的行動、発言、性暴力行為がある。
(性的虐待にかかる対応等についてはP22)
- 極端な栄養障害や発達の遅れ(器質的な要素のない低身長・低体重(−2SD以下(SDとは標準成長曲線に示される標準偏差。−2SDは出現率2.3%の低い値)、体重の急激な減少)
- 保護を求めている。

緊急支援が必要なもの → 儿童相談所へ連絡を!

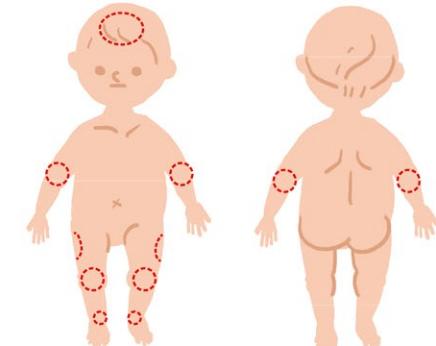
- 人前でも気にせず、子どもをひどく叱責したり、叩く。
- 治療が必要と思われる症状でも受診させない。
- ケガについて不自然な説明をする。
- 「死にたい」「子どもを殺したい、心中したい」という。
- 「この子はかわいくない」「産みたくなかった」「世話をしたくない」などの発言を繰り返す。
- ライフラインが停止している。家族の状況が全く分からぬ。
- 乳幼児を家に置き外出する。車内に置き去りにする。

外傷(ケガ)

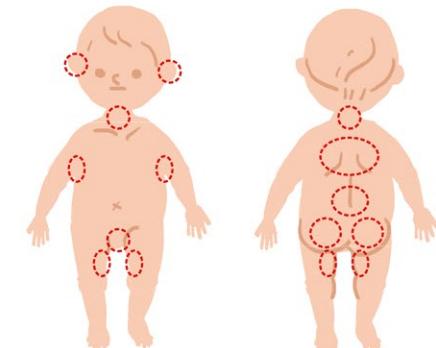
虐待によってケガをしやすい部分は、通常の事故で起こるケガとは異なる特徴があります。こうした知識をもとに、子どものケガについて保護者の説明を聞き、不自然を感じた場合は虐待の可能性を視野に入れて対応することが必要です。

子どものケガやあざを確認した場合、それを記録に残しておく習慣をつけることは虐待の早期発見に大きな意味をもちます。箇所や状態を図として書き留めるか写真にとる、あわせて発言や行為についても都度メモをしておくなどするとよいです。写真をとる際は子どもの気持ちに配慮することが大切です。

事故でケガをしやすい部分



虐待によってケガをしやすい部分



特徴的な外傷所見

ループ状の傷

電気コードやロープをループ状に曲げて、鞭を打つように打ち付けたときにできる傷

スラッピング・マーク

平手打ちによってできる皮下出血で、平手で打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所に線条痕が残る。加害者の手の大きさにもよるが線条痕間の距離は概ね2cmくらいである。

上眼瞼の皮下出血(青あざ)

眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。

噛み傷

左右の犬歯間の距離が3cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。

脱毛(抜毛)

抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が膣膜下結手によって膨隆している場合は、毛髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。

シガレット・バーン

直径が8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押し付けられた火傷である可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数個まとまって認められることが多い。

鎌(やじり)マーク

液体が重力によって流れると先端が下向きに鎌状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対する、熱した固体物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。

水平線サイン

液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液状の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁どる。この水平線をもとに考えれば、どのような体位で液体に浸されていたかが推測できる。

学校での1日のチェックポイント

1日の流れの中で気を付けたい、いくつかのチェックポイントをあげました。

- 登校・朝礼**
- 体に不自然なあざや、外傷、やけどがありませんか。
 - 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。
 - 笑わなかったり、視線を合わせようとしないことはありませんか。
 - 無表情であったり、落ち着きがなかつたり、逆に、妙にはしゃいだり、友人をからかったりしていませんか。
- ※欠席の時**
- 欠席の理由ははっきりしていますか。
 - 保護者からの連絡が不自然ではありませんか。

- 授業中**
- わざと人の気持ちを逆なでするような言動をとっていますか。
 - 教職員の顔色を極端にうかがったり、接触を避けようとしていませんか。
 - 極端に協調性がなかつたり、周囲から孤立していませんか。
 - 体に不自然なあざや、外傷がありませんか。
 - 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。
 - 落ち着きがなかつたり、無表情ではありませんか。
 - 提出物を出さなかったり、持ち物を忘れたりしていませんか。

- 休み時間**
- 友人と楽しそうに遊んでいますか。周囲から孤立したり、無表情であったりしていませんか。
 - 児童・生徒との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容はありませんか。
- ※体育の着替えの時**
- 体に不自然なあざや外傷がありませんか。
 - 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。

- お昼**
- 給食を急いで食べたり、何回もおかわりをするなど食べ物への強い執着がありませんか。
 - エプロンやナプキン等の必要な持ち物を忘れていましたか。
 - 行事等必要な時に弁当を持ってこないことはありませんか。

- 放課後**
- 家に帰ろうとしないことはありませんか。
 - クラブ活動・部活動等をよく休むようになったり、ふだんと違う表情や、行動はありませんか。

check point //**少しでも「虐待かもしれない?」と思ったら…**

- 必ず、管理職に相談しましょう。
- 組織として方針を固め、児童相談所に連絡してください。(P16・20)
- 子ども・保護者への対応のポイントはP21を参考にしてください。

保健室

- 病気が疑われていないのに、体の不調を訴えていますか。
- 最近頻繁に来室していませんか。
- 児童・生徒との話の中に、虐待につながる内容はありませんか。
- 体重の極端な増減等の不自然な体の変化が見られませんか。
- わざと人の気持ちを逆なでするような言動をとっていますか。
- 教職員の顔色を極端にうかがったり、強く接触を求めていませんか。
- 体に不自然なあざや、外傷がありませんか。

個別に指導しているときや最近の様子から

- 話がきちんと聞けなかったりまるで他人事のような態度をとったりしていませんか。
- 以前に比べ落ち着きがなく、すぐにわかるような嘘をついたりしていませんか。
- 家出や徘徊等を繰り返すようになっていませんか。
- 万引き等の問題行動を繰り返すようになっていますか。
- 性的なことに極端に興味を持ったり極端に嫌うようになっていますか。
- 絵画や作文などに性的関係・接觸を暗示させるようなものがみられるようになっていますか。
- 急に性器への関心を示すようになっていますか。
- 自分の殻に閉じこもるようになっていますか。

家庭との連絡・懇談等の学校行事

- 保護者の表情が硬かったり、教職員と目を合わさないなどの変化や不自然を感じませんか。
- 体罰を肯定的にとらえていると感じることはありますか。
- 子どものマイナスの面をよく口にすると感じることはありますか。
- 被害者意識が強いと感じませんか。
- 病気やアルコール・薬物への依存があると感じませんか。
- 大きな声で怒ったり、暴力行為がありませんか。
- 子どもの状態に関して、不自然であったり、内容がいつも違う説明をしていませんか。
- 親子関係が不安定であると感じませんか。

※連絡が取れる場合

- 保護者が子どものことでイララとするなど、精神的に不安定であると感じませんか。
- 夫婦仲など家族関係に不安があると感じませんか。
- 連絡や約束をしても面談を拒むことが多くありませんか。

※連絡が取れない場合

- 電話や家庭訪問をした時、いつも子どもだけで家にいませんか。
- 保護者がいつも外出している様子はありませんか。
- 近隣とのつきあいがなく、孤立している様子はありませんか。

保育園・幼稚園でのチェックポイント**子どものようす****親のようす****親への対応**

- 傷について、その場で確認できなかった場合は、お迎えのときや連絡帳で必ず確認する。
- 気になる発言もまずは聞くこと。内容が深刻な場合は、園長や副園長などに相談し、対応を考えていく。
- 連絡なく子どもが登園しない場合にはすぐに電話をして、事情を確認する。
- 欠席の連絡が入っていても、欠席理由が曖昧だったり、欠席や遅刻が多い家庭は、日頃より気にかけておく。

子どもへの対応

- 子どもが話せる雰囲気をつくり、さりげなく聞く。
- ふだんの子どもの様子と考え合わせ、行動や感情表現の理由を考えてみる。

親への対応

- 理由がわからないときはお迎えのときや連絡帳で必ずケガについて確認する。

親への対応

- 食事や睡眠など生活習慣に関する指導は、連絡帳や立ち話でさりげなく親に伝える。

子どもへの対応

- 子どもが安心できるようにそばに付き添い話をきく。

親への対応

- 言葉の裏にある親の思いを受容しつつ、その子どもがどんなことをがんばったかなど、子どもの様子を細かく伝え、子どもの成長を喜び気持ちを親と共有していく。
- 内容が深刻な場合は、園長や副園長などに相談し、返事は複数の視点で検討してから対応する。
- 日頃より、どんなに小さな事柄でも親が子どもに対してできている事を取り上げて、親をほめる事から信頼関係を作る。

親への対応

- 忙しさ、大変さをねぎらう言葉をかけながら、園での子どもの様子を具体的に伝える。

advice //**全体の様子で判断しましょう**

子どもの機嫌が悪いといつても、一時的な気持ちの問題であったり、からだの不調であったりと、理由はいろいろです。親の育児不安の程度も、個人によって差があるでしょう。日ごろの様子を見ているからこそつかむことができる小さな変化を見落とさずに情報を整理し、総合的に判断することが大切です。

check point //**少しでも「虐待かもしれない?」と思ったら…**

- 必ず、園長に相談しましょう。
- 組織として方針を固め、児童相談所に連絡してください。(P16・20)

安全のサインも大切です

子どもや家庭がすでにできていること「安全のサイン」を励まし、そうした行動が増えていくように支えていくことも虐待の未然防止につながります。

児童相談所が通告を受けた際にも、「安全のサイン」を確認し、子どもの安全づくりの原動力としていきます。

地域の中で子ども・家庭の日常生活に近い立場にある関係機関であるからこそ気づくサインを共有します。

② 虐待が疑われた時の対応

1 通告と守秘義務

虐待(P5)又は虐待が疑われる状況や要保護児童を発見した場合は、子どもの安全を確保するとともに、児童相談所へ通告してください。重篤で緊急を要するケースは、最寄りの警察署へ連絡してください。

▶児童虐待の防止等に関する法律第6条(P27)
児童福祉法第25条

通告先

中野区児童相談所 ☎ 03(5937)3289

開所日時 平日 8時30分～17時00分
※土・休日・夜間も通告を受付けます。

全国共通ダイヤル ☎ 189

(24時間365日)

重篤で緊急を要する場合は

中野警察署 ☎ 03(5925)0110

野方警察署 ☎ 03(3386)0110

または ☎ 110

保護者への伝え方

学校等子どもや家族と日ごろから関わりがある関係機関から通告がされた際には、関係機関が保護者から対応を責められる場合があります。

そうした時は、関係機関には法的な通告義務があることを真摯に保護者に伝え、その後の子どもの安全を確認する役割は児童相談所に任せください。伝え方は右の例を参考にしてください。関係機関ができるだけこれまで通り子どもと家族を支える関係を維持できるよう児童相談所も一緒に考えます。

また、保護者会等で事前に通告義務がある事を広く伝えておくと、その後の説明がしやすくなる場合もあります。

関係機関においては、発見者が一人で抱え込まずに組織的に対応することが重要です。そのためには、あらかじめ組織としての対応を話し合っておくことが大切です。

関係機関は通告しても守秘義務違反に問われることはありません。

▶児童虐待の防止等に関する法律第6条(P27)

また、児童相談所は通告元の同意なしに通告した人や機関を特定できる情報は伝えません。

▶児童虐待の防止等に関する法律第7条(P27)

ただし、通告内容から通告元が想定されることが明らかな場合など、秘匿にすることでかえって通告元と対象者の関係が崩れる場合もあります。こうした事が想定される場合などは、どのように対応をすることが最善かを通告元と児童相談所がともに考えます。



(例) 「子どもの安全について心配な事があると法律に基づいて児童相談所に伝える義務があります。」「虐待にあたるかどうかは児童相談所が調査に基づき判断します。」「私たちの心配のし過ぎかもしれません、念のため、児童相談所に連絡しました。」「ご家族の思いを児童相談所に伝えることが家族にとって大事なことだと思います。」「私たちは引き続き子どもや家族をサポートします。」

2 子ども・保護者への対応のポイント

学校などにおいて身体的虐待が疑われた場合

子どもへの対応にあたって気をつけること

● 対応者自身が落ち着く

(子どもから告白があった場合)

子どもが迷いながらも勇気を出して相談したことを受け止め、打ち明けられた側が感情的になってしまわないよう、打ち明けられた自分自身の気持ちの動きを自覚しながら、子どもの気持ちを聞いていく必要があります。

● 子どもの自由な発言を聞き取る

子どもから話を聞くときは、「はい」「いいえ」で答えられる質問ではなく、「何があったのか教えて?」「もう少し詳しく教えて?」といった質問から子どもの自由な発言を聞き取ります。

何度も繰り返し確認をしたり、子どもや保護者を責めるような発言はしないでください。

子どもが話してくれたことをねぎらうことが大切です。

(悪い例)

子どもにケガの原因を訪ねる場合には「このケガは誰かに叩かれてできたものでしょ」といった誘導的な質問や問い合わせるような聞き方はしないでください。

→事実関係をつかみづらくする危険性があります。

● 子どもが安心して話せる環境の確保

子どもが落ち着いて話せる場所を確保し、子どもが安心できる対応者が話を聞き取ります。話を聞き取ることができなかった場合でも、何かあればいつでも相談できることを伝えます。

児童相談所が学校などに出向いて子どもの面接をする場合、子どもが保護者と接触しないよう配慮します。



● 秘密や内緒の約束はしない

子どもが「誰にも言わないで」という事があります。しかし、告白を受けた対応者が一人でできる事には限界があり、抱え込むことは危険です。子どもの事を大切に思っている事を伝え、子どもの安全を一緒に考えてくれるところに相談することを誠実に伝えます。

保護者の対応にあたって気をつけること

子どものケガの原因が不明確で保護者に確認するとき

● 先に子どもの発言を伝えない

保護者から確認する前に、先に子どもの発言を伝えない。また、子どもが傍にいる状況では聞き取らない。

● 虐待の疑いに気づいても保護者を責めない

右のような虐待が疑われる状況があった場合でも、保護者を責めることはしない。

→子どもの安全が確保されていない状況では子どもに危害が加えられる恐れがあります。

(虐待が疑われる状況)

- 保護者の説明がケガの状況と明らかに矛盾している。
- 保護者の説明が二転三転する。
- 子どもと保護者のケガの原因の説明が異なる。

明らかな虐待行為や、性的虐待が疑われる場合など、一時保護などの緊急対応を要することが想定される場合は、学校などだけでは保護者への連絡について判断せずに児童相談所に相談してください。

性的虐待が疑われた場合

● 性的虐待の特徴

子どもに対する保護者からの性暴力被害である性的虐待、家族・親族・同居人等からの家庭内性暴力被害は、最も発覚しにくい子ども虐待のひとつです。多くの事案は発見されずに進行・悪化の経過をたどり、被害児に生涯にわたる深刻なダメージを与えます。しばしばその背景には保護者のネグレクトや家庭内の支配関係が認められます。当事者にその自覚がなく、結果的に子どもが守られていない場合も少なくありません。

被害児の多くは自分のことを被害者と思う以上に「大切な家族を裏切った悪い子」と認識し、被害告白によって副次的に起こる「家族への裏切り行為としての性被害の事実発覚」「その結果として大切な親や親族からの信頼と愛を失うこと」を強く恐れ、打ち明けた相手に対して「誰にも言わないで」と懇願し、すぐに自分の被害告白を撤回・否認することが多くあります。

● 性的虐待をほのめかす子どもに出会ったら

子どもが被害を語り始めたら、子どもの語りをさえぎらずに、丁寧に聞き取ってください。

質問は最小限として、家庭内で性的な被害を受けたことが疑われたらすぐに児童相談所へ通告してください。

詳しい被害の内容を確認する必要はありません。

具体的な子どもの発言と、それを聞いた人と子どものやり取りの経過について、なるべく話した言葉通りに記録しておくと、通告後に児童相談所が対応する際の助けとなります。

● 児童相談所の対応

性的虐待に関する対応は、直ちに一時保護の判断を要するため、児童相談所が直接行うことを基本とします。

児童相談所では子どもの被害を聴取するための専門的な面接手法を導入しています。

専門的な研修を受けた面接者が、子どもからできるだけ正確な情報をできるだけ負担の少ない方法で確認します。状況によっては、警察・検察と連携した対応を初期段階から行なことがあります。

① 児童相談所の対応の流れ

通告受付

通告者の気持ちを受け止めて耳を傾け、安心して話ができるよう配慮します。通告者が把握した心配な事実(虐待又は虐待が疑われる状況(誰のどんな行動か、どのような程度か、いつからか、直近、最悪の状況、子どもへの影響)、子ども・家庭の安全のサイン(できていること)、関係機関の対応経過、子どもの通告時現在の状況や下校(園)予定など)について確認します。

緊急受理会議

主に以下のことを組織(児童相談所)として協議・決定します。
安全確認の方法と時期→48時間以内
緊急性の判断→緊急保護の必要性
初期調査の内容→通告内容の補完

※ 関係機関と以下のことを相談させていただく場合があります。
● 子ども面接の設定
● 保護者への連絡
● 追加調査 等

調査

子ども、保護者、関係機関等から話を聞き、心配な事実や解決を難しくしている要因(虐待等の事実・程度・経過・被害状況・生活環境・保護者との関係等)、と共に安全のサイン(できていること)、夢・希望などについて確認します。

※ 緊急性の判断はアセスメントシート等を用いて行い、必要に応じて子どもを安全な場所に一時保護します。

診断・判定

調査に基づき、各専門職(児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所児童指導員等)が状況の本質、背景の分析等を行います。保護者等がつくる子どもの安全づくりの状況も踏まえ、情報共有した上で援助内容を検討します。

※ 児童相談所は手続き等を経て以下の行為を行うことがあります。警察等と連携して行います。
● 出頭要求
● 立入調査
● 臨検・捜索

援助方針会議

診断・判定により検討された援助内容について、組織(児童相談所)として協議・決定します。

※ 調査・診断・判定を行う中で、虐待等の事実を確認し、今後に起こうとする危険を共有するとともに、保護者が周囲の支援を受け、虐待に至ることを回避し、子どもの安全をつくることが可能かどうかを確認します。

終結・継続支援

援助方針会議での決定に基づき以下の支援等を行います。

▶ 終結

虐待非該当又は、児童相談所の継続的な関わりがなくとも子どもの安全が確保できる場合

▶ 在宅指導

子どもの安全を継続的に確保するために、児童相談所等の関わりが必要な場合

▶ 施設入所、里親委託等

家庭で子どもの安全を確保することが難しい、又は一定の時間を要する場合

※ 他の専門機関における制度の適用等がふさわしい場合は、子どもや家族の意向を確認し、他機関をあわせんします。

※ 虐待通告以外の相談についても同様の流れで対応を検討します。

5 虐待通告受付後の対応

② 基本的な対応

児童相談所の子ども虐待対応は、家族が主体的に子どもの安全を守るしくみをつくることを、あらゆる人と手を携えて支える姿勢を基本とします。

● 子どもから夢と希望を教えてもらうことからはじめます

私たちは、常に子どもの思い・願いを支援の中心において、家族とともに大切にしています。支援は子どもたちから、「心配なこと」「うまくいっていること」「夢・希望」を教えてもらうことからはじめ、子どもに絵や文章で表現してもらうようにします。

そして、子どもに許可を取って、子どもの思い・願いを、家族に見ていただきます。子どもの願いに触れたとき、家族の中に何かが生まれ、家族は動き出します。

子どもの願いの実現のために児童相談所との協働が始まっています。



● 家族とともに起きたできごとをアセスメントします

アセスメントは家族とともに行います。児童相談所は、子どもに起きた「心配な出来事」をつぶさに把握するとともに、「安心」「これからおきるとよいこと」を家族とともに話し合い、まとめていきます。

「心配な出来事」については、単に虐待の告知をするということではなく「そうした状況が何も変わらなければ、子どもにどのような危険が起きる可能性があるのか」について家族と共有します。子どもの未来の危険を共有することで児童相談所がかかわる理由を説明し、家族が今起きていることの現実を受け止められる支援をしています。

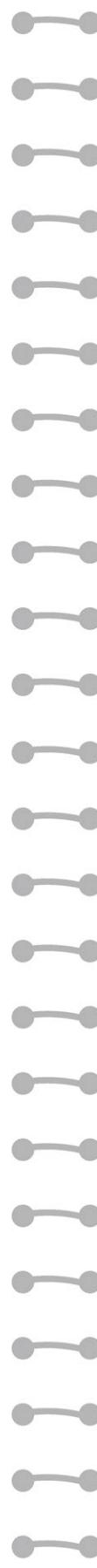
その上で、子どもの安全が守られ、幸せな生活が送られている姿「安全のゴール」を共有しそれに向かって家族と児童相談所は協働していきます。



● 家族がつくる子どもの安全を地域とともに支えます

家族は、アセスメントをふまえ、子どもの安全な生活のために何があればよいかを主体的に考えます。児童相談所は、家族自らが親族、友人、知人など身近な支援者とともに家族の強みを活かした安全プラン(危険な状況の回避策)をつくることができるよう支援します。

児童相談所と地域の関係機関は、日々の関わりやサービス利用などがスムーズにいくように必要な情報を共有し、家族が子どもの夢と希望の実現に向けて歩みだし、子どもの安全が確実に守られるしくみができるまで、ともに家族を支援していきます。



③ 児童相談所の機能

1 一時保護

一時保護とは子どもの最善の利益を守るために、子どもを一時的に家庭から離すことです。児童相談所長が必要と認める場合、保護者、子どもの意に反しても実施することができます。

子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を図ることや、子どもの心身の状況、置かれている環境などを把握することを目的とします。

保護期間

原則として、2か月以内(延長する場合もあります)

一時保護所の運営基本方針

児童相談所は一時保護中の生活にあたって、以下の事を大切にしていきます。

- 子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。
- 子どもの権利とアドボカシー(意見表明)を保障し、一人ひとりの生活を支援します。
- 子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。
- 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

関係機関との連携

一時保護中の子どもの支援にあたっては、学校などの子どもが所属する関係機関(以下「学校等」という。)との情報共有が重要です。子どもが安心した生活をおくことができるよう、児童相談所は学校等から、子どもの健康、学習、生活態度などについて情報を聞き、支援に生かします。また、児童相談所からも学校等へ入所中の様子について必要な情報提供を行います。

学校等では、子どもが不在の間の周囲への影響や一時保護解除後の学校等への復帰に際して子どもの気持ちへの配慮が必要です。

一時保護を解除し家庭復帰する場合には、個別ケース検討会議(P2)などを実施して、家族がつくる子どもの安全づくりを学校等の関係機関とともに支えるしくみをつくります。



保護中の生活の流れ

一日の生活(例)(学齢児・平日)

- ※ 児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、学習支援員などが日常生活を支援します。
- ※ 嘴託医師、歯科医師が健康状態等を確認します。

7:00 起床

7:45 朝食

- ※ 栄養に配慮し、美味しい、子どもが楽しんで食べできるメニューを用意します。

9:15 学習

- ※ 在籍校での学習との継続性に配慮します。
- ※ 在籍校に通学ができる場合もあります。

12:00 昼食

12:45 学習

15:00 おやつ

15:30 自由時間

- ※ 自分の部屋やリビングなどでおもいおもいに過ごします。
- ※ 児童指導員等が子どもから個々に話を聞く時間を設けます。
- ※ その他に、公平・中立の立場にある第三者委員(弁護士、主任児童委員等)が定期的に子どもの相談を受けます。

18:00 夕食

19:00 自由時間

20:00 就寝

- ※ 年齢に応じて順次消灯・就寝となります。

5 虐待通告受付後の対応

2 社会的養護

社会的養護とは、保護者がいない場合や、家庭において子どもの安全を確保することが難しい場合、公的責任で子どもを社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護には、家庭で適切な養育を受けられない子どもを養育するとともに、子どもの心の傷の回復や自立支援、親子関係の再構築支援などの役割があります。

児童相談所が、子どもや家庭の状況から、子どもを家庭で生活させることで「子どもの最善の利益」が守られず、適切でないと判断した場合に、児童福祉法に基づき、子どもを里親への委託、又は児童福祉施設に入所させる措置を行うことができます。

子どもにとってより良い支援につながるよう、区は、東京都内の里親や施設等と広域で連携していきます。

令和4年4月現在、区の児童相談所が関わる子どものうち、80名程度が社会的養護のもとで暮らしています。



里親委託

里親委託とは、里親の認定・登録をされた家庭に子どもの養育を委託することです。

適切な発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭における生活を子どもに保障することにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることを目的とします。

特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより自己肯定感を育み、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができるとともに、適切な家庭生活を体験する中で、将来、家庭生活を築くうえでのモデルを学ぶことが期待されています。

一定期間養育を担う養育里親、法的な親子関係を結ぶことを前提とした養子縁組里親、祖父母などの親族が里親となり子どもを育てる親族里親があります。

家庭で育つあたたかさを子どもたちへ

まず相談を! / 里親になってみませんか

制度の詳細、研修内容、サポート体制、先輩里親さんの体験談、支給される手当や生活費等についてご案内します。

お問い合わせ

子ども・若者支援センター 児童福祉課 (裏表紙)

児童福祉施設

児童福祉施設では、施設において適切な環境をつくり、子どもがすこやかに成長できるよう支援するとともに、家庭との調整や家庭復帰に向けた支援や、自立に向けてのサポートを行います。できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で生活することができるよう、数人のグループ等の小規模単位による養育が進められてきています。

施設の種別や規模などに応じて、医師、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、心理士、家庭支援専門相談員、自立支援コーディネーターなどの専門スタッフが配置されています。

6 資料

1 関係法令(抜粋)

児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号)

(児童虐待の早期発見)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十一年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

2 参考資料一覧

市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)(平成29年3月31日雇児発0331第47号)

要保護児対策地域協議会設置・運営指針(平成17年2月25日雇児発第0225001号)

児童相談所運営指針(平成2年3月5日児発第133号)

子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改訂版)(平成25年8月23日雇児総発0823第1号)

要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について
(平成28年12月16日雇児総発1216第2号、雇児母発1216第2号)

厚生労働省パンフレット「体罰によらない子育てのために」

東京都ハンドブック「体罰などによらない子育てハンドブック」

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(令和2年6月改訂版文部科学省)

養護教諭のための児童虐待対応の手引き(平成19年10月文部科学省)

品川区子ども虐待防止対応マニュアル 一関係機関用一(平成28年9月品川区)

トラウマインフォームドケア “問題行動”を捉えなおす援助の視点(野坂祐子著日本評論社2019年)

子どもの脳を傷つける親たち(友田明美著NHK出版2017年)



3 関係機関

要保護児童対策地域協議会構成

● 区の機関

子ども教育部、健康福祉部、子ども・若者支援センター、児童相談所、男女共同参画センター、すこやか福祉センター、教育委員会

中野区保育所、中野区立児童館、中野区立ふれあいの家、中野区立学童クラブ、中野区立幼稚園、中野区内の小学校、中野区内の中学校、中野区内の高等学校、中野区さつき寮を管理する指定管理者、中野区立障害児通所支援施設条例(平成15年中野区条例第26号)第2条に規定する中野区立障害児通所支援施設を管理する指定管理者

● 区以外の関係機関

東京都立特別支援学校、警視庁新宿少年センター、警視庁中野警察署生活安全課、警視庁野方警察署生活安全課、社会福祉法人子どもの虐待防止センター、社会福祉法人中野区社会福祉協議会
中野区内の私立の認可保育所、中野区内の私立の幼稚園、中野区内の認定こども園、中野区内の認証保育所(東京都認証保育所事業実施要綱の規定により東京都知事の認証を受けた保育所をいう。)、中野区内の地域型保育事業者(法第34条の15第2項の規定により区長の認可を得た法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第10項に規定する小規模保育事業を行う者又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う者をいう。)、中野区内の幼稚園に類似した施設、中野区内の私立の学童クラブ、中野区法曹会会長、中野区人権擁護委員のうち中野区子ども・若者相談課長が指定する者、中野区医師会が推薦する小児科医師、中野区歯科医師会が推薦する歯科医師、中野区児童委員、中野区の区域を保護区とする保護司、中野区私立幼稚園連合会が推薦する私立幼稚園の園長、中野区内の児童養護施設の長、中野区内の乳児院の長、中野区次世代育成委員、中野区内に居住する里親(児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。)、中野区内の私立の障害児通所支援施設(児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設をいう。)

すこやかセンター



中部すこやか福祉センター

所在地 東京都中野区中央三丁目19番1号

アクセス JR中央線、東京メトロ東西線「中野」駅下車 南口より徒歩20分、
東京メトロ丸ノ内線「新中野」駅下車 出口4番より徒歩9分、
京王バス(渋64)、関東バス(宿05)
「堀越学園前」下車徒歩5分

来所の際は、公共の交通機関をご利用ください。
障害のある方は、事前にお問い合わせください。

03-3367-7788

受付時間 8:30～17:00 (月～土曜日)

(日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く)



南部すこやか福祉センター

所在地 東京都中野区弥生町五丁目11番26号

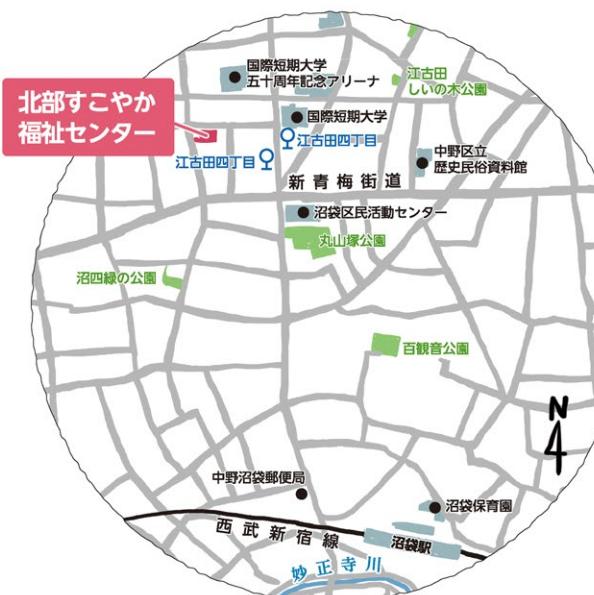
アクセス 東京メトロ丸ノ内線「中野富士見町」駅下車徒歩7分、
京王バス(渋63、宿45)
「富士高校」下車徒歩1分

来所の際は、公共の交通機関をご利用ください。
駐車場台数に限りがあります。

03-3380-5551

受付時間 8:30～17:00 (月～土曜日)

(日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く)



北部すこやか福祉センター

所在地 東京都中野区江古田四丁目31番10号

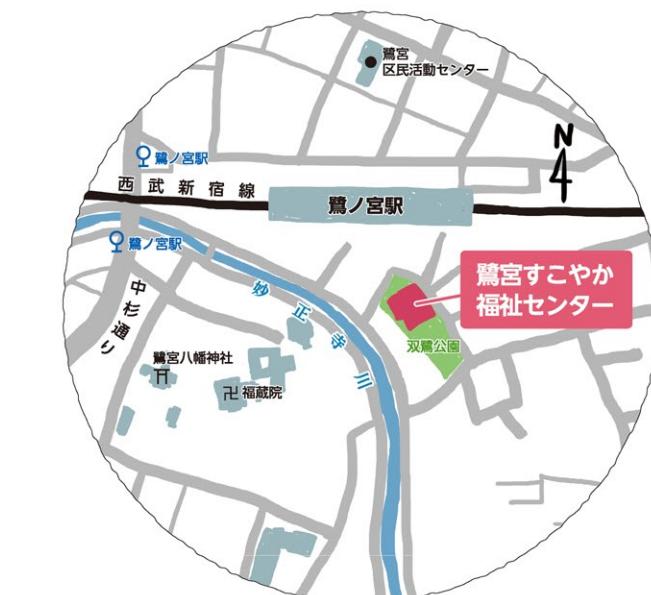
アクセス 西武新宿線「沼袋」駅下車
北口より徒歩10分、
京王バス(中92)
「江古田4丁目」下車徒歩2分

来所の際は、公共の交通機関をご利用ください。
障害のある方は、事前にお問い合わせください。

03-3389-4321

受付時間 8:30～17:00 (月～土曜日)

(日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く)



鷺宮すこやか福祉センター

所在地 東京都中野区若宮三丁目58番10号

アクセス 西武新宿線「鷺ノ宮」駅下車
南口より徒歩5分、
関東バス(阿01、阿03、荻06、荻07)
「鷺ノ宮駅」下車徒歩5分

来所の際は、公共の交通機関をご利用ください。
障害のある方は、事前にお問い合わせください。

03-3336-7111

受付時間 8:30～17:00 (月～土曜日)

(日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く)

子ども・若者支援センター

所在地 東京都中野区中央一丁目41番2号
みらいステップなかの

アクセス 東京メトロ丸ノ内線・
都営地下鉄大江戸線
「中野坂上駅」A1出口から徒歩2分
来所の際は、公共の交通機関をご利用ください。
障害のある方は、事前にお問い合わせください。

📞 03-5937-3257

受付時間 8:30 ~ 17:00 (月~金)
(土・日、祝日、年末年始の12月29日~1月3日を除く)

